【表紙】

 【提出書類】
 有価証券届出書

 【提出先】
 関東財務局長

【提出日】 平成22年11月25日

【会社名】 株式会社綜合臨床ホールディングス

【英訳名】 Sogo Rinsho Holdings Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 立川 憲之

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿二丁目4番1号

【電話番号】 (03)6901-6080

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画部長 橋本 寿哉

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿二丁目4番1号

【電話番号】 (03)6901-6080

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画部長 橋本 寿哉

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 0円

発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき合計額を 合算した金額 100,000,000円

- (注)1.本募集は、平成22年10月21日開催の当社定時株主総会の決議及び平成22年11月25日開催の当社取締役会決議に基づき、新株予約権を発行するものであります。
 - 2.募集金額はストックオプションとしての目的で発行することから無償で発行するものとします。また発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、本有価証券届出書提出時の見込額であります。
 - 3.新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予 約権の割当を受けた者がその権利を喪失した場合及び当社 が取得した新株予約権を消却した場合には、発行価額の総額 に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を 合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。 【縦覧に供する場所】 株式会社 東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券】

1)【募集の条件】

<u>(1) 【券集の余件】</u>	
発行数	2,500個
発行価額の総額	0円
発行価格	0円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成22年12月14日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社綜合臨床ホールディングス 総務人事部総務課
払込期日	該当事項はありません。
割当日	平成22年12月15日
払込取扱場所	該当事項はありません。

- (注) 1. 本新株予約権証券は、平成22年10月21日開催の当社第21回定時株主総会決議及び平成22年11月25日開催の当社取締役会決議に基づき発行されるものです。
 - 2. 申込の方法
 - 申込期間内に所定の申込書を申込取扱場所に提出することにより行うこととします。
 - 3. 本新株予約権の募集は、ストックオプション付与の目的をもって行うものであり、本新株予約権は、当社取締役、使用人、当社子会社取締役及び使用人に対して割り当てられます。
 - 4. 割当対象者の人数及び割当新株予約権数

本新株予約権の割当ての対象となる者の人数及び割当新株予約権数は以下のとおりであります。

割当対象者	人数	割当新株予約権数
当社取締役	6名	1,800個
当社使用人	8名	190個
当社子会社取締役及び使用人	18名	5 1 0 個
合計	3 2 名	2,500個

__(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる	当社普通株式。完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準
 株式の種類	となる株式です。なお、当社は単元株制度を採用しておりません。
新株予約権の目的とな る株式の数	2,500株 新株予約権1個当たりの目的である株式数(以下、「付与株式数」という。)は1株 とします。 但し、(注)1.の定めにより付与株式数の調整を受けることがあります。
新株予約権の行使時の 払込金額	各新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)に新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた価額とし、行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げます。但し、その金額が割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の終値)を下回る場合は、割当日の終値とします。但し、(注)2.の定めにより、行使価額の調整を受けることがあります。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金100,000,000円(注) (注)本有価証券届出書提出時の見込額であります。但し、新株予約権の行使期間内 に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失し た場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少 いたします。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び 資本組入額	 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格 1株当たりの発行価格は、行使価額と同額とします。 資本組入額 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計 算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1 の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、上 記に定める資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を 減じた額とします。
新株予約権の行使期間 新株予約権の行使請求 の受付場所、取次場所及 び払込取扱場所	平成24年12月16日から平成29年12月15日まで 1.新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社綜合臨床ホールディングス 総務人事部 総務課 (またはその行使時における当該業務担当部署) 2.新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 八王子支店 (またはその行使時における当該銀行の承継銀行若しくは当該支店の承継支店)
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、割当日から権利行使時まで当社及び当社子会社の取締役または使用人の地位にあることを要します。但し、任期満了による退任または定年退職による場合はこの限りではありません。その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによるものとします。

以下の、、、、またはの議案につき当社の株主総会で承認された場合(株主総 会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社の取締役会が別 途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案 自己新株予約権の取得 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案 の事由及び取得の条件 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当 社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の 取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株 主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の 変更承認の議案 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するも 新株予約権の譲渡に関 する事項 のとします。 代用払込みに関する事 該当事項はありません。 項 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分 割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転 (それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編 行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸 収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収 分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の 成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移 転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権(以下 「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につ き、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」 という。) の新株予約権をそれぞれ交付することとします。但し、以下の各号に沿って 再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契 組織再編成行為に伴う 約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件としま 新株予約権の交付に関 す、 する事項 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とします。 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に 準じて決定します。 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予 約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の 上、調整して得られる再編後行使価額に上記 に従って決定される新株予約権1個当 たりの目的である再編対象会社の株式数を乗じて得られる金額とします。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の最終日までとします

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組 入額」に準じて決定します。

新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定します。

新株予約権の取得の条件

上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に準じて決定します。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要します。

(注)1.付与株式数の調整

当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとします。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」といいます。)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式の数の調整を行うものとします。

2. 行使価額の調整

当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 1 分割・併合の比率

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求。)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の転換または行使の場合を除く。)、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えます。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額の調整を行うものとします。

EDINET提出書類

株式会社綜合臨床ホールディングス(E05394)

有価証券届出書(組込方式)

3.新株予約権の行使請求及び払込みの方法

- (1) 新株予約権を行使する場合、当社の指定する銀行口座に払込金を払い込むとともに、当社が指定した所定の様式の権利行使申込書等の必要書類を上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」に定める行使請求受付場所に提出するものとします。
- (2) 前項の方法による権利行使を行う場合には、当社指定の方法により証券会社に新株予約権者本人 名義の口座を開設するものとします。
- 4.新株予約権の行使の効力発生時期等

新株予約権を行使した新株予約権者は、会社法第282条の規定に従い当該新株予約権の目的である株式の株主となります。

5 . 新株予約権の行使により生じる 1 株に満たない端数の取扱 新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとします。

(3)【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)(注)1	発行諸費用の概算額(円)(注)2	差引手取概算額(円)
100,000,000	1,200,000	98,800,000

- (注) 1.払込金額の総額は、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額であり、 本有価証券届出書提出時の見込額であります。
 - 2.発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
 - 3.新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び発行諸費用の概算額は減少いたします。

(2)【手取金の使途】

今回の募集は、当社の取締役、使用人、当社子会社の取締役及び使用人の業績向上に対する意欲や士気を一層高めると共に株主を重視した経営を一層推進することを目的に、ストックオプションとして新株予約権を付与するものであり、資金調達を目的としておりません。したがって、本新株予約権は無償で発行されるものであり、新規発行による手取金は発生しません。

また、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、当該行使の決定が、将来の行使期間における各新株予約権者の判断に委ねられるため、現時点でその金額、時期を資金計画に組み込むことは困難であります。

したがって、新株予約権の行使による払込みの手取金は、当社の運転資金に充当する予定でありますが、具体的な金額については、当該行使による払込みがなされた時点の状況に応じて決定いたします。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

- 第1【公開買付けの概要】 該当事項はありません。
- 第2 【統合財務情報】 該当事項はありません。
- 第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】 該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成22年11月25 日)までの間において、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事 由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成22年11月25 日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

2 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第21期事業年度)の提出日以後、本有価証券届出書提出 日(平成22年11月25日)までの間において、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する 内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、平成22年10月22日に臨時報告書を平成22年10月27日に訂正 臨時報告書を提出しております。

その報告内容は下記のとおりであります。

- (1) 当該株主総会が開催された年月日 平成22年10月21日
- (2) 当該決議事項の内容
- 第1号議案 剰余金の配当の件

期末配当に関する事項

- 1. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金500円(普通配当) 総額53,399,000円
- 2. 剰余金の配当が効力を生じる日

平成22年10月22日

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役として西野晴夫、佐々木幸弘、立川憲之、橋本寿哉、庄司孝、中山かつお、

髙橋久の7名を選任する。

- 第3号議案 監査役1名選任の件 監査役として沖倉強1名を選任する。 第4号議案 当社及び当社子会社の取締役及び使用人に対するストックオプションと
 - しての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件 第5号議案 取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額 及び具体的な内容の決定の件

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	賛成割合 (%)	決議結果
第1号議案	81,217	312	0	98.8	可決
第2号議案					
西野 晴夫	81,260	270	0	98.9	可決
佐々木幸弘	81,264	266	0	98.9	可決
立 川 憲 之	81,238	292	0	98.9	可決
橋 本 寿 哉	81,256	274	0	98.9	可決
庄 司 孝	81,212	318	0	98.8	可決
中山 かつお	81,260	270	0	98.9	可決
髙橋 久	81,263	267	0	98.9	可決
第3号議案	81,326	206	0	99.0	可決
第4号議案	81,089	443	0	98.7	可決
第5号議案	81,048			98.6	

- (注)1.第1号議案及び第5号議案の可決要件は、出席した株主の議決権の過半数の賛成であります。
 - 2.第2号議案及び第3号議案の可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。
 - 3.第4号議案の可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
- (4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度	自 平成21年8月1日	平成22年10月21日
	(第21期)	至 平成22年7月31日	関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】 該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年10月21日

株式会社 綜合臨床ホールディングス 取 締 役 会 御 中

仰星監査法人

代 表 社 員 業務執行社員

公認会計士 中川 隆之 印

業務執行計員

公認会計士 原 伸夫 印

<財務諸表監查>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社綜合臨床ホールディングスの平成21年8月1日から平成22年7月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社綜合臨床ホールディングス及び連結子会社の平成22年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

(追記情報)

(重要な後発事象)に記載のとおり、会社の連結子会社である株式会社綜合臨床サイエンスとトライアルサポート株式会社は、平成22年8月1日付で合併している。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社綜合臨床ホールディングスの平成22年7月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社綜合臨床ホールディングスが平成22年7月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。 以上

- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
- 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年10月21日

株式会社 綜合臨床ホールディングス 取締役会 御中

仰星監査法人

代表社員 業務執行社員

公認会計士 中川 隆之 印

業務執行社員 公認会計士 原 伸夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社綜合臨床ホールディングスの平成21年8月1日から平成22年7月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、 株式会社綜合臨床ホールディングスの平成22年7月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度 の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

¹ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

² 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。